

# 4 チェックシートで保護者の役割を確認しましょう。

お子様が安全に安心してインターネットを利用するために保護者ができることを、もう一度確認しましょう。

## 3つのポイント

チェックを入れて確認してみましょう。

発達段階に応じて、

- **トラブルや事件に巻き込まれないよう、適切にインターネットを利用させましょう。**
- **適切な生活習慣が身につけられるように、家庭のルールをお子様と一緒に作りましょう。**
- **保護者の目の届かないところでもお子様を見守れるように、フィルタリングなどを設定しましょう。**

## ● お子様を見守りましょう

- **使い始めはお子様と一緒にインターネットを利用しながら、インターネットを適切に利用するための知識・技術、情報モラルやコミュニケーション能力をそれぞれ身につけさせましょう。**また、「初期設定」は必ず保護者が行いましょう。
- **日頃のお子様の行動や判断能力などから、インターネットを「使いこなす力」がどの程度身につけているのか見極めましょう。**
- **お子様の成長に合わせて、持たせる機器や利用できるサービスの範囲を広げるなど、インターネットを利用させる環境を段階的に整えていきましょう。**
- **お子様がどのようなサービスを使いたいのか話を聞いて、一緒に利用してみましょう。**お子様の方が詳しい場合でも、**使い方を教ったりしながら見守ることが大切です。**特に、**見知らぬ人とのコミュニケーションが生じるサービスの利用には注意が必要です。**

## ● お子様と会話をしましょう

- **お子様と顔を合わせて、適切な生活習慣を身につけられるように、普段の出来事やインターネットの使い方について会話をしましょう。**また、保護者の心配な点を伝え、**お子様自身に考えさせてみましょう。**
- **表情を見ながら会話をする中で、学校に行きたがらないなど過度の利用で寝不足になっている、いじめ・トラブル・犯罪に巻き込まれて落ち込んでいるなど、お子様の「サイン」を見つけることが大切です。**

## ● 利用者情報や課金などについて

- **迷惑メールや架空請求メールなど、不明なサイトはクリックせずに、すぐに相談するように伝えましょう。**
- **アプリを利用する際には、プライバシーポリシーなどを読み、取得される利用者情報の範囲や目的などをよく確認しましょう。**また、意図せずに、**電話帳情報や位置情報(GPS)などの利用者情報が送信されないよう、機器やアプリのプライバシー設定を適切に変更しましょう。**
- **フィルタリングなどの設定に必要なパスワードは保護者が確実に管理しましょう。**
- **保護者のクレジットカードを無断で使うことはできません。**ゲームなどの課金について、**お子様と話し合しましょう。**



# 5 まずは、身近な人に気軽に相談してみましょう。

## ● お子様を見守りましょう。

流行りのツールを使っていないと仲間はずれになるのではないかなど、保護者の心配の種は尽きません。**身近な保護者の間で、不安に思っている事や子供が何に関心を持っているか、またトラブルの例などを、日頃から話題にするようにしましょう。**

「夜はメールやメッセージのやり取りは控える」など**子供達同士でルール**を作らせたり、**困った時に保護者同士で気軽に相談できる雰囲気をつくるなど、地域、学校、学級、保護者間で連携して取り組むこと**で防げるトラブルもたくさんあります。

## ● 専門機関も有効に活用しましょう。

- ◎ 学校関係者やウェブサイト運営者などからインターネット上の違法・有害情報などに関する相談を受け付ける窓口です。

**違法・有害情報相談センター** (業務委託元:総務省)  
<http://www.ihaho.jp/>

- ◎ インターネット利用者からインターネット上の違法・有害情報に関する通報を受け付ける窓口です。

**インターネット・ホットラインセンター** (業務委託元:警察庁)  
<http://www.internethotline.jp/>

**セーフライン** (一般社団法人セーフラインインターネット協会)  
<http://www.safe-line.jp/>

- ◎ 保護者や子どもからの相談を電話またはメールにより受け付けている警察の窓口です。都道府県の少年相談窓口(ヤングテレホンコーナーなど)又は最寄りの警察署まで相談してください。

警察庁ホームページ ⇒ お知らせ ⇒ 各種相談などがある方に ⇒ 都道府県警察の少年相談窓口について

## 各都道府県の少年相談窓口

<http://www.npa.go.jp/higaisya/shien/torikumi/madoguchi.htm>

## ● 適切な設定は機器の購入時などに確認しましょう。

**フィルタリングやペアレンタルコントロール機能の利用方法・設定**などがわからない場合は、インターネット接続機器の購入時やプロバイダサービスの加入時に、相談窓口などで**必ず確認して、適切な「初期設定」を行ってからお子様に機器を持たせましょう。**また、購入・加入後に、設定変更などがわからない場合にも、相談窓口などで確認しましょう。

青少年インターネット環境整備法第18条において、インターネット接続事業者(プロバイダ)は利用者から、**フィルタリングサービスを求められた場合は提供する義務があります。**



- ◎ 商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問合せなど、消費者からの相談を専門の相談員が受け付け、公正な立場で処理にあっている消費生活センターなどの窓口です。

**消費者ホットライン** 電話 0570-064-370

- ◎ インターネット上の人権侵害に関する相談を受け付ける窓口です。

**法務局の人権相談窓口(みんなの人権110番)**

電話 0570-003-110

人権相談

検索



違法・有害  
情報相談センター



インターネット・  
ホットラインセンター



セーフライン



各都道府県の  
少年相談窓口

## ◎最新のニュースや、ソーシャルメディアの利用に関するルール作りなどを確認しましょう。

安心ネットづくり促進協議会(安心協)は、企業、団体、有識者が連携して、青少年の安全安心なインターネット利用を推進する非営利団体です。

ソーシャルメディアガイドラインの作り方のポイントなど、様々なコンテンツがご覧いただけます。

<http://good-net.jp/>

安心協

スマートフォンは  
こちらから→

検索

